

質問 伊藤（英）議員（県民 可児市）令和8年3月11日（水）

2 地域の価値の創出について

（1）所有者不明山林の解消に向けた取組の進捗について

答弁 知事

戦後の植林ブームによりまして、多くの山林がスギやヒノキを中心とする針葉樹になりましたが、その後人々の生活様式の変化による木材需要の低下と、これに伴う木材価格の低迷、さらには、山村地域からの人口流出などによりまして、十分な山林の手入れが行われなくなりました。

特に、山林価値の著しい低下を背景に、適切な相続登記がなされないまま何世代も放置されたため、現在では全国の林地の約3割が登記上所有者不明という状況にあります。

その結果、木材の質の低下に留まらず、保水力の低下に伴う災害リスクの上昇、さらには野生鳥獣被害の増加といった問題が発生しております。本県におきましても、戦後に植栽された人工林の約7割が植林後50年以上を経過し利用期を迎えておりますが、所有者不明、境界の不明確な山林が多いことから、木材搬出に必要な林道や作業道の整備が進まないといった事態が頻発しているところでございます。

昨年度から3年以内の相続登記が義務付けられることになりましたが、既に所有者自身が認識していないか、関係者が多数に上るため事実上手続きが困難になっている案件も多く、事態が改善される見込みは立っておりません。

こうした所有者不明の山林問題の解決に向けては、昨年6月議会で申し上げたとおり、財産権に関する法的な問題に直結することから、所有権移転までも視野に入れた法的対応が必要と考えております。同時にこの問題は、岐阜県に留まらない全国的な課題でもあることから、他県とも連携しつつ国との協議を進めているところでございます。

まず、国との協議の状況でございますが、林野庁との事務レベルでの意見交換に加え、昨年11月に開催されました政府主催の全国都道府県知事会議において、私から農林水産大臣に対し、「短期間で所有権の移転まで行うことが可能となる法制度の整備」の必要性について直接問題提起を行わせていただきました。

また、本年1月には林野庁長官とも所有権移転に関する課題について意見交換を行いました。長官からは、制度創設や法律改正を検討するに当たっては、具体的な支障事例の把握、これが重要であるとの意見をいただいたところでございます。

次に、他県との連携につきましては、全国知事会での問題提起に加え、富山、長野、福井、石川及び滋賀の各県知事との懇談会におきまして本件を議題として取り上げた

ところ、全ての知事から、共にこの問題に取り組んでいきたいとの意思表示がなされたところでございます。

特に、滋賀県知事からは、所有者不明山林によって実際に事業に支障が出ていることを踏まえ、「岐阜県と共同研究を進め、国へ一緒に提案していきたい」との回答をいただいたところでございます。

現在、これら五つの県とは事務レベルでの意見交換を進めており、特に林野庁長官から指摘のありました、具体的な支障事例の積み上げに取り組んでおります。また、現場の実態に即した実効性のある制度とするため、現場に精通している林業関係者とも意見交換を進めておるところでございます。

今後は、望ましい制度の在り方についての研究を進めるとともに、全国知事会の場合などを通じて、更に多くの都道府県との連携を図り、特区提案も視野に入れながら国への働きかけを強化してまいります。

担 当 課 未来創成課

電話番号 058-272-8141

メー ル c11179@pref.gifu.lg.jp

2 地域の価値の創出について

(3) ぎふモーニングプロジェクト推進事業で得られた健康データ等の活用方法について

答弁 知事

高齢者が毎日喫茶店に通い、仲間と談笑しながら美味しいモーニングサービスを食べることは、免疫力を高める効果があるとされる「美味しい、楽しい、ワクワク」を無理なく日常生活に取り入れられることから、介護やフレイルの予防につながるものと期待されます。

そこで令和8年度において、「ぎふモーニングプロジェクト」を発展させ、健康管理モニター事業として県民800名を対象に、1年間にわたって食事の栄養素や歩数などの健康データをスマートフォンのアプリを活用して収集してまいります。

また、こうした継続的なデータ収集に加え、フレイルの状況や行動変容に関するアンケートなども実施し、参加者の健康状態とその変化を調査してまいります。

具体的には、午前中、健康福祉部長からも申し上げましたけれども、フレイル予防の3要素と言われております「栄養・身体活動・社会参加」の各観点から、睡眠や気分などのセルフチェックによる情報収集に加え、摂取カロリーや栄養素、嚥下、飲み込む力ですね、嚥下機能や身体活動、社会参加への意識や行動の変化などを把握し、定期的に喫茶店に通うことによる効果について分析を行う予定でございます。

また、これら複数のデータ項目と参加者の年齢や性別などの属性とのクロス集計を行うことにより、幅広い年代層における特徴や傾向などについて多角的に分析してまいりますと考えております。

これらの分析結果を今後の介護やフレイル予防の県施策を効果的かつ効率的に実施するため、来年度新設する健康推進課において、健康寿命の延伸などに関する施策に反映させてまいります。

具体的には、来年度策定予定の「次期岐阜県高齢者安心計画」において、健康長寿に向けた介護、フレイル予防の方向性や具体的な活動を位置付けることで、県内全域の活動として実践してまいります。

また、既に一部の市町村では、喫茶店を通いの場として位置付けた取組を展開されているといった事例もありますことから、地域の実情に合わせて、市町村とともに県民の行動変容につなげられるよう、専門的知識を有する大学や関係団体とも連携しながら、高齢者のみならず県民全体の健康づくりも視野に入れ、健康長寿に向けた取組を進めてまいります。

今後、日本社会をはじめ世界の国々において高齢化が進展することに鑑みれば、高齢者が毎日外出して適度に運動し、栄養のあるものを美味しく食べながら仲間と談笑する機会を提供する岐阜のモーニング文化は、頑張らなくても健康になれる社会環境

を具現化するものであり、岐阜県発の健康政策として、国や世界に対して大いにアピールしてまいります。

実は先日恵那で、ポーランド大使がこの件に非常に関心がありまして、ポーランドに来て講演をしてほしいと依頼を受けたところでございます。「健康といえば岐阜県」ということに対してしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

担 当 課	高齢福祉課
電話番号	058-272-8289
メ ー ル	c11215@pref.gifu.lg.jp